

本邦におけるサッカー競技の移入と 展開について

—明治初中期を中心として—

恩 田 裕

(一)

明治の初期、維新政府は国家富強の基本的命題は国民教育の整備拡充にあるとして国民普通教育制度¹⁾を発足させ、欧米諸国の発展の源動力が国民の高度な知的水準にあるとする基本的認識に立って、開化主義を基調とする国民教育の方向²⁾を示し、欧米文化の積極的受容を推進した。

この思潮を背景として欧米を源流とする近代的スポーツ運動の移入が始まった³⁾のであるが、その受容及び展開の経過は必ずしも順調ではなかった。特にサッカー競技の移入は、学校教育部門における外国人教師達の直接的指導⁴⁾に始まり、彼等の紹介した指導書⁵⁾及びその翻訳書⁶⁾による間接的指導を経て、明治後期に独自の展開を示すに至るのであるが、この間接的指導段階に多くの問題点が存在した。勿論、その間に外国人寄留者達によって示された運動形態の直接的模倣の可能性も完全には否定出来ないが、サッカー競技に関連する邦人の直接的観察の記録は、1904年(明治37年)東京高等師範学校校友会誌第4号に掲載された横浜アマチュア倶楽部との対戦記⁷⁾以前では、1873年(明治6年)海軍兵学寮における英国海軍将兵によるフットボール⁸⁾、1874年(明治7年)工学寮における英国人教師主導によるフットボール⁹⁾、1878年(明治11年)横浜対東京の居留地外国人のフットボール試合¹⁰⁾等が行われたことのみが伝えられ、その内容構造、つまり競技規則を含む実体は皆目不明である。つまり運動現象転移に関する

日常的経過は、直接的観察の対象を模倣することによって類似的行動に発展しつつ定着¹¹⁾するのであるが、明治初期の集団的運動形態をとるスポーツ運動、特にサッカー競技の展開に関しては直接的観察の対象が存在しなかったことを理由として、その運動行動の意味や内部構造を正確に把握するスポーツ運動的基盤が形成されず、日常的経過によらない変則的な運動現象の転移が行われたとするのが妥当であろう。明治初中期の本邦サッカー競技に関連する資料の殆んどは初等学校教育関係部門に集中して顕出¹²⁾しており、従ってその移入と展開は初等学校教育制度を媒体とした受容経過に示され、その学校教育制度の在り方がサッカー競技の受容に極めて大きく関与したと考へられる。つまり学校教育の一環としてスポーツ運動を積極的に摂取し得る思潮の背景は、当時の初等教育機関におけるが如き、自由主義的教育理念¹³⁾が根底に存在することが必要で、富国強兵の国家的要請に直結していた中等教育機関¹⁴⁾や、高度な知的生産性のみが要求された高等教育機関の如き、時代の転換期的特質が極めて濃厚な体質¹⁵⁾とは同調し得なかったと考へられる。

我国の学校体育は1873年(明治6年)、改正公布された「毎級ニ体操ヲ置ク一日一・二時ヲ以テ足レリトス榭中体操法図東京師範学校体操図等ノ書ニヨリテナスベシ」とした改正小学教則に始まるのは周知の通りであるが、この形式体操を実体とする「体操」が、やがて基本理念を米国的自由主義に置く教育令、つまり1881年(明治14年)公布の小学校教則綱領の下では、「遊戯」、「徒手運動」、「器械運動」の三つを、その学令に応じて比率配分して実施すべしとの訓令¹⁶⁾を背景とする「体操」に妥容したのに対し、一方の中学校教則大綱布達に始まる中等教育機関での「体操」の在り方が、「軽体操」、「重体操」に止まらず、「歩兵操練」を極めて重視した理由は、明治政府の国民皆兵主義による「徴兵令」と極めて密接な関係にあった事例¹⁷⁾からも明らかであり、特に1883年(明治16年)の改正徴兵令によって「官公立学校(小学校ハ除ク)、歩兵操練科卒業証書ヲ所有スル者ハ其期末タ終ラスト雖モ帰休ヲ命スルコトアル可シ」とされた点等に重

大な影響力を見る事が出来る。又一方では当時欧米において正規の競技会や対抗試合が開催されていたスポーツ運動競技¹⁸⁾つまり“Games”が、その実体的構造が判明しないままに「遊戯」¹⁹⁾として「まりつき」、「おにごと」と同様の日本古来の児童遊戯の概念、つまり「自由にして組織されないもの」、「女童子の親しむもの」の内に包含され²⁰⁾、「遊びは不善である」²¹⁾とする伝統的道德観に拘束された影響も無視出来ない。

明治初期のサッカー競技に関連する諸相は、運動現象の転移に関する技術的情報の信頼性が質量共に不足していた事に加へて、その運動形態及び原理は、初等教育段階の指導者及び学習者の便宜に整合すべく単純化・定型化され、次第にその競技的性格を弱体化させ学校体育用教材として吸収攝取されて行くのであるが、この変容しつつ展開して来た内容構造に、体育科学としての史的観点からの近接を試みた論議は、時間的推移に伴う体育的事象の変化及びその背景の一つとして、日本体育の通史的立場から真行寺・吉原²²⁾、今村²³⁾、木下²⁴⁾等に、明治期を特定領域として能勢²⁵⁾、木下²⁶⁾、渡辺²⁷⁾等に、特定地域を研究領域として棚田²⁸⁾、山本²⁹⁾、鶴岡³⁰⁾、平野³¹⁾等に、制度史として井上³²⁾に、サッカー競技を主体とするスポーツ史的立場から新田³³⁾、木村³⁴⁾、多和³⁵⁾等によって優れた論議が蓄積されているが、明治初中期のサッカー競技の内容構造に関連する諸相は殆んど論議の対象から除外されている。従って、本稿では明治初中期におけるサッカー競技の内部構造に関連する時間的推移に伴う現象の変化に着目し、これを展望することによって、その機能的変化の因果関係を明らかにし、関連刊行物の検索によって本邦におけるサッカー競技の移入と展開の系譜を概観することを課題としている。

- 1) 学制，明治5年，大政官布達第214号，梅根悟他編，「資料日本教育実践史」，第1巻，17—25頁，三省堂，1979.
- 2) 大塚三七雄・堀松武一，明治初期における教育理論の発展，東京学芸大学昭和29年度特別研究報告，明治初期における初等中等教育研究の歴史的考察，7—15頁.
- 3) 体操伝習所が開設され，体育専門教員の養成及び我国に適した学校体育の

方法を研究する目的で、米国よりリーランドを招聘し、その任に当らしめた。体操伝習所及びリーランドに関する事績は今村嘉雄、「19世紀における日本体育の研究」、不味堂、昭和42年、で詳細に論じられている。又横浜居留地における外国人のスポーツ活動に関する論議は以下に詳しい。木下秀明、「スポーツの近代日本史」、杏林書院、昭和45年。山本邦夫・棚田真輔、「横浜スポーツ草創史」、道和書院、昭和52年。渡辺融、明治期の横浜における外国人スポーツ・クラブの活動と日本のスポーツ、体育学紀要、第10号、1—33頁、東京大学教養学部体育学研究室。

- 4) 渡辺融、F・W・ストレンジ考、体育学紀要、第7号、7—22頁、東京大学教養学部体育学研究室。
- 5) F. W. Strange, "Outdoor Games" Z. P. MARUYA & Co., 1883.
- 6) 下村泰大編「西洋戶外遊戯法」、泰盛館、明治18年。
- 7) 東京教育大学サッカー部、「東京教育大学サッカー部史」、47—51頁、恒文社、昭和49年。
- 8) 多和健雄、サッカーの技術史、岸野雄三・多和健雄編著、「スポーツの技術史」、479頁、大修館、昭和47年、多和は広瀬謙三の証言として報告している。
- 9) 前掲書、及び日本蹴球協会編、新田純興、「日本サッカーの歩み」、講談社、昭和49年。遊津孟、「日本スポーツ創世記」、41—42頁、恒文社、昭和50年。
- 10) 渡辺融、前掲書、15頁。
- 11) 拙稿、サッカー競技における組織的行動の原理についての一考察、成城法学校教養論集、第2号、5頁。
- 12) 筆者が調査したサッカー競技に関連した記述を含む明治期刊行図書は61点であり、その程んどもは学校教育関連図書である。
- 13) 学制が国民普通教育制度の樹立を目指し、フランスの制度に倣って全国画一的・強制的に実施されたことにより地方の財政的負担は極めて過度のものとなり、その手直しが必要となった。これが明治12年の教育令布達である。この教育令の基本理念はモルレー及び田中不二麻呂に代表される米国的自由主義を基調としていたが、我国の民情と整合せず、明治13年改正教育令、同14年小学校教則綱領の布達となった。明治19年、文相森有礼は小学校令、中学校令、帝国大学令、師範学校令、諸学校通則を布達したが、これ等には英国的教育思潮の多大な影響が覗われる。
- 14) 木下秀明、明治時代の学校教育における体操観、体育学研究、第2巻、第6号、241—242頁、日本体育学会。
- 15) 森有礼文相演説、学政の目的、「……例セハ帝国大学ニ於テ教務ヲ拳クル學術ノ為メト国家ノ為メトニ関スルコトアラハ国家ノ為メコレヲ最モ先ニシ

- 最も重セサル可カサルカ如シ……」, 明治22年, 富原誠一他編, 「資料日本現代教育史」, 第4巻, 126頁, 三省堂, 1979。
- 16) 1881年(明治14年)公布の小学校教則綱領は先の教学大旨の方針に基づいたものである。これに関しては井上一男, 「学校体育制度史」, 18—23頁, 大修館, 昭45年, にて詳細に論議されている。
 - 17) 木下秀明, 前掲書, 241—242頁, 及び能勢修一, 明治初期に於ける「中学校」の体操について, 体育学研究, 第6巻, 第2号, 3—4頁, 日本体育学会。
 - 18) サッカー競技に関しては, 1876年 C.W. Alcock の発案によって, The F.A. Challenge Cup Competition の開催が決定している。初年度参加チーム数は15チームであったが14年後には100チームの参加をみている。Mourice Golesworthy, “The Encyclopaedia of Association Football”, P—73, Robert Hale, London, 1976。
 - 19) 下村泰大, 前掲書, 凡例で次の如く述べている。「…此書ハストレンジ氏著アウトドアー・ゲーム(戸外遊戯)ト題セル書ヲ骨子トシ…」。
 - 20) 1876年(明治9年)文部省より刊行された「童女笠」(英語版, Valentine's, “Girls Own Book of Amusement”, 1873. の翻訳本)の重訂新刻版の序は「…此書中遊戯, 諸篇ニ於テハーモ増損スル所無シ蓋シ祖先ノ此方法ニ従ヒ遊戯セシモノニシテ毫モ弊害アルコト無シ…」と述べ, 胡蝶及ヒ諸花, に始まる少女向きの遊戯が集成されているが, 一例のみ「クロケー」として「…日本遊戯中此ニ適當セル者ナン名目頗ル煩穴蓋シ球杖打球跳丸抛球ノ類ナリ」とする身体運動を掲載している。
 - 21) 多和健雄, 楽しい球技の授業づくりの基本, 学校体育, 第34巻, 第13号, 13頁。
 - 22) 真行寺朗生・吉原藤助共著, 「近代日本体育史」, 152—159頁, 日本体育学会, 昭和3年。
 - 23) 今村嘉雄, 前掲書。
 - 24) 木下秀明, 「日本体育史研究序説」, 不昧堂, 昭和46年。「スポーツの近代日本史」, 杏林書院, 昭和45年。
 - 25) 能勢修一, 「明治体育史の研究」, 新体育学講座, 第17巻, 逍遙書院, 昭和40年。明治初期に於ける「中学校」の体育について, 体育学研究, 第6巻, 第2号, 1—7頁。及び, 明治初年における体操の発展について, 体育学研究, 第5巻, 第3号, 59—71頁。
 - 26) 木下秀明, 明治前半期における遊戯に関する図書の研究, 体育学研究, 第3巻, 第4号, 105—112頁。及び, 明治時代の学校教育における体操観, 体育学研究, 第2巻, 第6号, 235—246頁。

- 27) 渡辺融一, F・W・ストレンジ考, 体育学紀要, 第7号, 7—22頁。明治期の横浜における外国人スポーツ・クラブの活動と日本のスポーツ, 体育学紀要 第10号。及び, 明治期の中学校におけるスポーツ活動, 体育学紀要, 第12号, 1—22頁, 東京大学教養学部体育研究室。
- 28) 棚田真輔, 「神戸スポーツ草創史」, 道和書院, 昭和51年。
- 29) 山本邦夫・棚田真輔, 「横浜スポーツ草創史」, 道和書院, 昭和52年。
- 30) 鶴岡英一, 明治期における広島県中学校の校友会運動部について, 体育学研究, 第18巻, 第1号, 9—22頁。
- 31) 平野稔, 大分県における明治体育史の研究, 大分大学経済論集, 第26巻, 第4号, 61—97頁。
井上一男, 前掲書。
- 33) 新田純典, 「図説サッカー事典」, 12—75頁, 講談社, 昭和46年。及び「日本サッカーの歩み」, 講談社, 昭和49年。
- 34) 木村毅, 「日本スポーツ文化史」, 118—126頁, ベースボールマガジン社, 1978。及び「明治文化資料叢書」, 第10巻, スポーツ篇, 風間書房, 昭和47年。
- 35) 多和健雄, 前掲書, 479—515頁。及び「サッカーのコーチング」, 7—52頁, 大修館, 昭和49年。

(二)

本邦サッカー競技に関連する, 最も初期の印刷刊行物の一つとして, 「百科全書・体操及戸外遊戯」, 明治12年7月, 文部省印行, がある。原典は英国にて刊行された“Chamber's Information for the People”, Nos 95 and Nos 96, *Gymnastics and Out-of-Door Recreations* である¹⁾。訳者の漢加斯底爾は, フアン・カステールの日本名で, 日本語と英語を解し²⁾, 文部省の各種翻訳事業に従事し, 明治初期の欧化政策の重要な構成部分であった欧米教育思想の導入に貢献している³⁾。

この書は, 体操の習練, 歩行術の習練等と共に, 「戸外の嬉戯」として, 遊泳, スケッチング(氷上溜行術), クリケット法, ゴルフ戯, 弓術, ヤッチング及ボーチング, シンチ及ハーリング, 蹴鞠, クオイツを挙げて, 簡単な解説を付している。蹴鞠として示された内容が, 当時の英国におけるフットボール事情の正確な伝達がどうかに関しては若干の疑問があるが,

本邦サッカー競技に関する初期情報の質的価値を示す重要な資料と思われるので、以下にこれを示し、若干の検討を行う。

「蹴鞠ハ古来英国ニ於テ行ハレシカ当今ハ大ニ廢レタリ故ニ英国内ニテモ或ハ絶エラ之ヲ知ラサルモノモアルニ至ル然ルニ某地方ニ於テハ当今尚ホ盛ニ行ハル所アリ其鞠ノ製ハ隔牛ノ膀胱ヲ膨脹セシメ晒シタル革ヲ以テ其上ヲ覆ヒテ強ク縫合シ以テ弾力ヲ充タシメシモノナリ此遊ヲナスニハ二党ヲ分チテ百ニ距離ヲ等シクシ而シテ鞠ヲ兩党ノ中間ナル空中ニ高ク蹴上ケテ敵手タルモノノ背後ニ置ケル標的ノ中へ入レントスルニアリ此標的ハ双方へ設ケ置ク所ノ線ナリ即チ之ヲ「ヘール」⁴⁾或ハ「ヘーリンクス、ポット」⁵⁾ト云フ此標的ニ鞠ヲ蹴入シ得タルハ即チ贏トナルモノナリ此遊技ハ「シンケー」⁶⁾ヨリモ害ノ生スルコト少ク且人ノ勢力ヲ助成シテ其技ヲナスニ速カナラシム幼年輩ト雖モ絶エズ蹴鞠ヲナス時ハ其上達セシコト実ニ驚クヘシ此遊ヲナスニ最モ巧ナルモノハ力ヲ用キルコト少ナク未熟ノモノハ多ク費力ヲ費セリ英蘇兩國ノ境界ノ辺ニ於テハ所々ニ少年輩ノ年々此遊ヲナスコトニアリ而シテ其地ニ於テ羊夫農夫ト互ニ贏ヲ求メテ競争ヲナン健康ヲ助成セシモノハ一視シテ其強壯ナルヲ稱スルニ足ル」。

英国に於ては、1848年には近代的サッカー競技の原型を方向づけた、最初の成文化された競技規則、Cambridge University Football Rules⁷⁾が制定され、1863年にはFootball Association（以下F.A.と呼ぶ）の創設と共に、14ヶ条より成る統一的競技規則⁸⁾の制定を見ている。1871年には、最初のChallenge Cup⁹⁾、又1873年には、イングランド対スコットランドのInternational Matches¹⁰⁾が開催される等、フットボールに関する国民的関心は急速に高まる状況にあった。これ等の事実と比較して、「英国内ニテモ或ハ絶ヘテ知サルモノモアルニ至ル」状況とは極めて大きな隔差があり、この原本の出版年月は福鎌によって1860年代末と推定されているが¹¹⁾、その記載内容は技術的情報の伝達としてより、英国文化の一端を示すものとして評価出来よう。

我国における本格的な、サッカー競技に関する最初の記述は、“Outdoor Games”, F. W. Strange, 1883（明治16年）¹²⁾に示された“Football”で

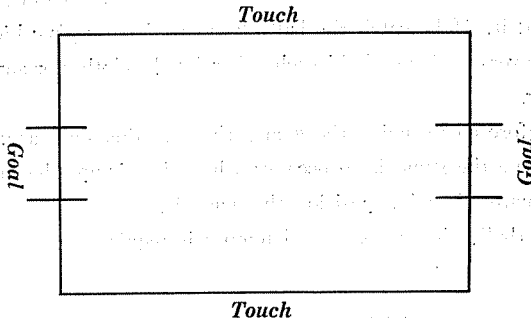
ある。この書は、英文で東京大学予備門の学生を対象として書かれた頁数の少ない小冊子であるが、我国における近代のスポーツ競技の原点として貴重な位置を占めている。ストレンジの関与したスポーツ運動の事績については、武田¹⁸²、渡辺¹⁸³、木下¹⁸⁴、を始め、我国の体育・スポーツ史に関連する領域¹⁸⁵で多くの論議が展開されているので、本稿では「Football」と題して示された10ヶ条の競技規則と若干の競技方法に関する諸注意を中心として、そこに具象化出来るサッカー競技の内容構造の吟味を通して、その優れた先導的役割と共に、以後の展開に関して論議を集約したい。

ストレンジは、その序論において、日本の青少年達が運動場を活用する方法を全く知らない、と鋭く指摘し、精神の修練と共に肉体的鍛練の必要性を強調しつつ、戸外遊戯（野外運動）の効果にも言及している。更に、この書を著した目的は、日本の学生が、より以上の肉体的修練を行う必要があると思うから、としてこの書に述べたどの遊戯（運動）でも実際に指導する用意のあることを示している。この東京英語学校を始め、東京大学予備門、第一高等中学校を歴任した、英国のデボンシャー州出身の語学教師¹⁷²は、自身の卓越した運動家的資質をもって極めて近代的な体育的思想¹⁸¹の具現化に務め、西欧文化の積極的受容を最大の課題とした当時の社会情勢¹⁸⁹が背後に在るとは言へ、スポーツ運動に関する受容能力が極めて稀薄な我国に、スポーツ運動の萌芽を定着せしめた事績²⁰⁰は高く評価されよう。1874年（明治7年）、文部省は「体操書」²¹²を刊行し、当時の教育制度の実験的研究校であった東京師範学校附属小学校に実施せしめた²²³が、その内容構造は陸軍戸山学校の兵式体操と共に極めて形式的なもの²³⁹であった。然し、1877年（明治10年）、「所轄東京諸学校ノ体操ヲ起サントスル」²⁴²基本方針を定めた文部省は、「体操ニ老練セル学士一員ヲ海外ヨリ招致スルニト」²⁵²を決し、体操伝習所を開設、リーランドの招聘²⁶⁰等の具体的方策と共に、西欧教育思想を根底とする身体教育観と、それに立脚する実際の教授法の導入と普及の方途を懸命に模索し始めた²⁷¹。又伊沢²⁸⁰等の体育教材としての遊戯の価値を論じた先駆的見解に啓発され、1881年（明治14

年)に小学校教則綱領を布達し、小学校初等科一・二年に対して遊戯の実施を指示した²⁰⁾如く、形式体操一辺倒から若干その方向性を転じて欧米型の学校体育に接近する傾向を示している。この様な時期と、上級学校生徒を対象として、運動競技的性格の強い身体運動の指導普及を狙いとするこの書の刊行が同調し、その後の方向性、つまりサッカー競技としての展開に重大な影響を及ぼすのであるが、これに関しては、後述する「新撰小学体育全書」以下の関係図書との関連性の検討に含めて論述するので、ここでは、“Outdoor Games”に示された“Football”の内容構造を把握することを前提として、その競技規則を一覧し、以下に英国のフットボール競技規則との対比を主題とする若干の検討を試みる。

FOOTBALL.

This game is the most popular of all winter games in England. The game is played between two goals, which are generally about one hundred yards asunder. There must be two sides of players equal in number, the object of each side is to kick the ball through the goal of the opposing side, and prevent it going through their own. The following is a plan of the ground.



Rules For Football

1. A goal or game is won by kicking the ball between the goal posts, at any height.
2. Chance determines the first kick off; the kick off shall take place

- in the centre of the ground; the other side shall not approach within ten yards of the ball until it is kicked off.
3. After a goal is won, the losing side shall kick off, and the goals shall be changed.
 4. When the ball is in *touch*, the first player who touches it shall kick it into the course again from where it went out, and at right angles with the touch line.
 5. A player who shall *not* have been *be-hind* the last player on his own side who kicked the ball is *out of play*, or *off his side*.
 6. No player who shall be "*off his side*" shall be allowed to kick the ball until it shall have touched one of the opposite side, when he becomes *on his side*, again. N.B. This is a very important rule.
 7. In case the ball goes behind the goal line, if a player on the side to whom the goal belongs first touches the ball, one of his side shall be entitled to a *free kick* from the goal line at the point opposite the place where the ball shall be touched. If a player on the opposite side first touches the ball, he shall be entitled to a *free kick*, at the goal only, from a point fifteen yards from the goal line, opposite the place where the ball is touched; the opposing side shall stand behind the goal line until he has had his kick.
 8. No player shall carry the ball, throw the ball, strike the ball with his hands, or otherwise touch the ball with his hands, except in catching it. If he catch the ball, he may have a *free kick*.
 9. Players shall not hold each other by the clothes or any portion of the body.
 10. Before commencing the game, the Captains shall agree on the length of time the game is to occupy; when *time* is up, the game must cease, no matter in what position the game is.
- In Football, the greatest good temper is required.

この、本邦最初の近代的サッカー競技に関する競技規則（以下 O. G. ルールと呼ぶ）と、1868年12月に制定された“Football Association Rules”³⁰⁾（注に全文を示してある、以下 F. A. ルールと呼ぶ）とは、双方の第7条が同一文で示されている等、類似点も多く認められるが、以下の点で若干

の相違を示している。まず、ボールがタッチ⁸¹⁾外に出た場合の再開方法に関して、F.A. ルールでは「投げ入れる」(throw it) が、O.G. ルールでは「蹴り入れる」(kick it) となっている。この蹴り入れる方法は英国に於ても、1862年 Uppingham School の J.C. Thring によって制定された “The Rules of the Simplest Game”⁸²⁾ や、1863年10月の “The Football Association Draft Laws”⁸³⁾ 等にも前例が見られ、O.G. ルール第8条に示されている原則としての手の使用の禁止条項とも矛盾しない。尚、この第2条は、F.A. ルールの第8条から第11条までを集約し、極めて簡潔明解に示したものと理解出来る。F.A. ルール第10条に示されたトリッピングとハッキングの禁止条項、及び第13条の「フェアキャッチ」後のボール処理に関する条項が削除されているのは、その運動現象の具体的認識を持たない状況下では、言語表現による混乱や誤解を意図的に回避したものと理解しても極めて当然であり、異論の多かった英国に於けるハンドリングを主とするフットボールの主唱者達の見解⁸⁴⁾ とは直接的な関連はなかったとするのが妥当であろう。つまり、F.A. ルールでは “fair catch”⁸⁵⁾ の語を用いており、この “fair” の概念規定を形成するスポーツ運動的基盤が皆無の状況では、言語的手段を通しての技術情報の伝達に極めて少量・粗質のものしか期待出来ないのは当然であり、従って O.G. ルールでは、単に “catching” 又は “catch the ball” の語を用いて、その概念規定を言語を通して行う煩雑さを解決したと考えられる。ストレンジは語学教育を分担する立場から、当時の上級学校生徒の英文読解力を正確に把握していたと考えるのは極めて自然であり、その競技を解説し競技規則を明らかにする段階で、競技特性を変更改正することなく、学習者の最大限の便宜を考慮して、抽象的表現や、概念規定の構築されていない用語を意図的に削除し、具体的・実際の運動現象を示す言語表現に修正変更したとするのが妥当であろう。従って、O.G. ルールは1863年12月に制定された F.A. ルールを基盤とし、若干その内容を簡略化し、スポーツ運動的に未成熟な受容者側の能力に対して周到な配慮を示したものと評価出来る。従って、

本邦における近代的サッカー競技の移入は O. G. ルールが示された時点をもって原点とし、以後の展開を検討しようとするのが本稿の立場である。

図-1

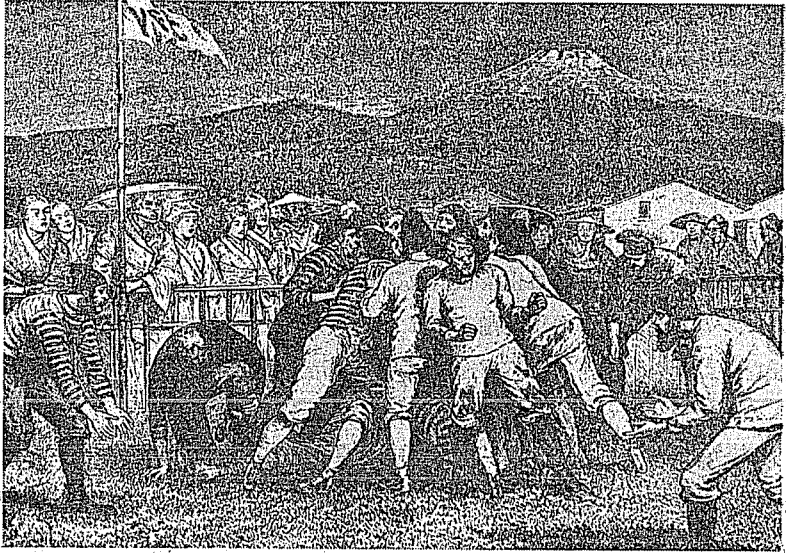
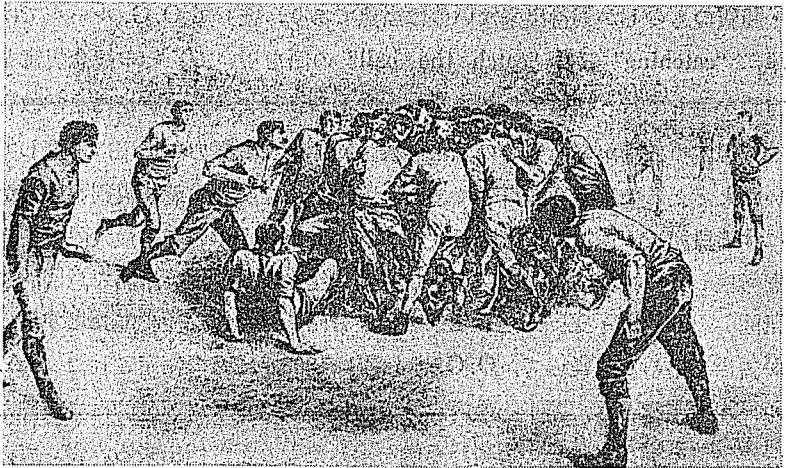


図-2



ここに示した図—1は、1973年（明治6年）横浜における試合として“Pictorial History of Soccer”³⁶⁹に示されたものであるが、これは1850年代のスクールゲームを示すものとして周知せられる図—2³⁷¹と、その内容構造が近似しており、F. A. ルール以前の、絶えず“mellée”³⁶⁸が行われ、ボールを手で持って蹴ることは許されるが走ることは禁止されていた、キックとドリブル主体のフットボール³⁶⁹を想像させるものである。この図—1中に示されている旗の記号「YFC」は、“Yokohama Football Club”⁴⁰⁰の頭文字と思われるが、当時の横浜居留地における外国人スポーツ活動の中心であった「横浜新埋地公園中江クリケット玉突場」⁴¹¹に関して、1873年（明治6年）には、「中央45間四方のクリケット場は決定通り昨年中芝を植えつけ、また周囲に小形の柵矢来を彼の方で建て」⁴²¹と、この図中の状況にはほぼ合致する記録も報告されていること等から、この図—1の出典は現在のところ不明ではあるが、当時のフットボールの形態を示す信頼すべき資料として“Radio Times Hulton Picture Library”又は“Mansell Collection”⁴²⁰に収蔵されている可能性があり、今後の調査が期待される。尚、F. A. ルールは、1865年にはゴールポストの高さを8フィートに制限し⁴⁴¹、1866年には「オフサイド」条項に大巾な改正を加えると共に、フエアーキャッチに関する条項を全面的に削除している⁴⁴²。

- 1) 木村は前掲「日本スポーツ文化史」118—119頁にて、原典はチェンバース百科辞典の体育篇と述べ、木下は前掲の明治前半期における遊戯に関する図書の研究106頁にて、明治7年より百科全書が翻訳刊行され、その内の一冊であると述べている。この書名に該当するものとして、“Chamber’s Encyclopaedia A Dictionary of Universal Knowledge for the People, W and R. Chamber’s, 1868, 10v. があるが、これは各項目をアルファベット順に配した通常の辞典様式で記述され、特に体操や戶外遊戯を別にしていない。試みに“Gymnastics”の項を検索すると、“A Short account of Gymnastics and Out-of-Door Recreations is given in Chamber’s Information for the People, Nos 95 and Nos 96. と記されている。又福鎌達夫著、「明治初期百科全書の研究」風間書房、昭和43年、によれば、“Information for the People”はフォリオ版の二巻本であり、1868年前後に刊行された新版(New

Edition) が、逐次翻訳刊行されたものと推定されている。尚、本資料の調査は本学の杯場淳子先生の御教授に背うところが多い。

- 2) 本邦最初の遊戯書として位置づけられる、明治9年に文部省より刊行された「童女筌」の巻頭で大井謙吉は次の様に述べている。

「和蘭人フアンカステール氏来テ我国ニ寓スルコト久シ其英語ヲ解シ兼テ国語ニ通スル故ヲ以テ囑シテ此書ヲ訳セシム」。

- 3) 前掲、「童女筌」の原典である L. Valentine, "*Valentine's Girls Own Book of Amusement*", 1873. を始め、ペスタロッチ開発主義の立場にあって、合自然の原理や自発性の原理に立脚する教育論を展開した、S. Hart, "*In School Room*", 1872, (学室要論, 文部省, 明治9年) や、教育の目的を人間の諸能力の調和的發展に置いて全人的教育論を展開した、D. Page, "*Theory and Practice of Teaching*", 1873, (彼日氏教授論, 文部省, 明治9年) 及び、*Nothend's Teachers Assistant*, 1873 (教師必読, 文部省, 明治9年), *Goodrich's Pictorial History of France*, 1867 (貝氏伝国史, 全二冊, 明治12年) 等の翻訳に従事し、これ等の書が果たした明治初期の教育思想への先導的影響は、極めて高く評価されているのは周知の通りである。

- 4) 「ゴール」

- 5) 「ゴールポスト」

- 6) ホッケーのこと。遊津孟, 「日本スポーツ創世記」, 42頁, 恒文社, 昭和50年, には次の様に述べられている。

「シンケー、スコットランドのシンケーといって彎曲した棒を持って小さな木球を打ち飛ばし敵のゴールに入れるもの。明治8年頃に始まって、一時はなかなか盛んであった。シンケーとは即ちホッケーである」。

- 7) Cambridge University Football Rules, 又は Laws of the University Football Club と呼ばれるもので、それぞれ内容構造の異なるフットボールを実施して来た Shrewsbury, Eton, Harrow, Rugby, Marlborough, Westminster 等のパブリックスクールの卒業生達の協議により、キックとドリブル主体の競技規則が制定されている。Delaney, Terence, "*A Century of Soccer*", Pp 7-9, William Heinemann, 1963. にこの経緯は詳細に述べられている。

- 8) Football Association Rules, 又は The Rules and Laws of the Game と呼ばれ次の如きものである。

1. The maximum length of the ground shall be 200yd.; the maximum breadth shall be 100yd.; the length and breadth shall be marked off with flags; and the goals shall be defined by two upright posts, 8yd.

- apart, without any tape or bar across them.
2. The winners of the toss shall have the choice of goals. The game shall be commenced by a place-kick from the centre of the ground by the side losing toss. The other side shall not approach within 10yd. of the ball until it is kicked off.
 3. After a goal is won, the losing side shall kick off, and goals shall be changed.
 4. A goal shall be won when the ball passes between the posts or over the space between the posts (at whatever height), not being thrown, knocked on, or carried.
 5. When the ball is in touch, the first player who touches it shall throw it from the point on the boundary-line where it left the ground in a direction at right angles with the boundary-line, and it shall not be in play until it has touched the ground.
 6. When a player has kicked the ball, any one of the same side who is nearer the 'opponents' goal-line is out of play, and may not touch the ball himself nor in any way whatever prevent any other player from doing so until the ball has been played; but no player is out of play when the ball is kicked from behind the goal-line.
 7. In case the ball goes behind the goal-line, if a player on the same side to whom the goal belongs first touches the ball, one of his side shall be entitled to a free-kick from the goal-line at the point opposite the place where the ball shall be touched. If a player of the opposite side first touches the ball, one of his side shall be entitled to a free-kick (but at the goal only) from a point 15yd. from the goal-line opposite the place where the ball is touched; the opposing side shall stand behind the goal-line until he has had his kick.
 8. If a player makes a fair catch,* he shall be entitled to a free-kick, provided he claims it by making a mark with his heel at once; and in order to take such a kick he may go as far back as he pleases, and no player on the opposite side shall advance beyond his mark until he has kicked.
 9. No player shall carry the ball.
 10. Neither tripping nor hacking shall be allowed, and no player shall use his hands to hold or push an adversary.

11. A player shall not throw the ball or pass it to another.
 12. No player shall take the ball from the ground with his hands while it is in play under any pretence whatever.
 13. A player shall be allowed to throw the ball or pass it to another if he made a fair catch or catches the ball on the first bounce.
 14. No player shall be allowed to wear projecting nails, iron plates or gutta percha on the soles or heels of his boots.
- 9) The Football Association Cup Competition, Delaney, Terence., op. cit., Pp 28—33.

10) 実際は1871年頃から始まったと考えられているが、Scotland 協会の創設が1873年であることから、ここを原点とする立場をとっている。

11) 福籾達夫, 前掲書, 54頁。

12) 本文55頁の極めて簡単に記述されたもので、野球体育博物館の入口正面に展示されている。その内容は、Rounders, Prisoner's Base, Warning, Touch, Follow my Leader, Hare and Hounds, Leap Frog, Fly the Garter, Steeple Chase, French and English, Buck! Buck!, Catch Ball の12種目の児童遊戯と、Hockey, Football, Lawn Tennis, Cricket, Base Ball, Athletic Sports の6種目の近代的スポーツ種目の競技規則と簡単な解説を掲載している。ストレンジは、この書を著すに当り、“The Boys Own Book”, “Every Boy's Book”, “Spalding's Base Ball Guide” を参考にしたと述べているが、これ等の原典に関しては目下調査中である。

13) 武田千代三郎, 「理論実験・競技運動」, 卷之上, 自由英学出版部, 明治36年, 彼はこの書の巻頭にストレンジの肖像を掲げ、その業績を称えて次の如く述べている。

「陸上競技運動及び端艇競争は明治16・7年の交、余等が先師故ストレンジ先生の熱心なる唱道に依り、旧東京大学三学部に於て始めて舉行したるを本邦における濫觴とし夫れより漸次全国各学校に伝へられ延いて民間にまで及ぼせり」。

14) 渡辺融, F. W. ストレンジ考, 前掲書。

15) 木下秀明, 前掲書。

16) その代表的事例として次の論述を挙げておく。今村嘉雄, 前掲書, 967—968頁, 及び木村毅, 前掲書, 278—285頁。

17) 渡辺融, 前掲書。

18) 二宮文右衛門, 「体育全史」, 556頁, 目黒書店, 昭和9年, ではストレンジの身体教育観に関して次の如く述べている。

「運動の奥義は情意の鍛錬にあって、筋骨を練磨するが如きは末事である。競技に於て貴ぶ所は極力相斗ふて遺憾なきを期するにあって成敗の如きは問題でないと考えていた」。

- 19) 前掲書, 386頁。「明治初年は在来の旧日本文化の総てを軽蔑し、而も新制度に併ふ一般的傾向として旧物破壊の風潮が一世を支配し、欧米文化輸入時代の最先端的なものとしての文明開化への憧れは実に濃厚なものであった。而も此の日本文化への影響の根源を欧米文化への心酔と、それに対する一種の帰依の状態により、彼等の文化は日本に入り来った」。
- 20) 向陵誌, 第一高等学校寄宿寮, 大正14年, 校友会各部の部史を掲載しているが、その一部にストレンジに関する記述が散見される。641頁, 852—853頁, 928頁。
- 21) 石橋好一著, 「体操書」, 文部省, 明治7年, 文部省は学制頒布後, 児童生徒の体育的見地から体操書5巻(附録1巻)を公刊した。この凡例に「原本ハ仏國ノ文部省ニ於テ体操ノ職ナルベルギユ氏ノ著セル所ニシテ其刊行ハ彼ノ紀元1872年ニ係レリ」と示され、更に今村は当書の原典は Vergues, C., “Menuel de Gymnastique”, 1872, であると述べている。前掲書, 844—846頁。
- 22) 能勢修一, 明治初年における体操の発展について, 体育学研究, 第5巻, 第3号, 59頁。
- 23) 幕末期の兵制の改革に伴ない, 西洋式の歩・騎・砲の三兵調練が行われ, これ等の兵隊の基礎的訓練として体操が採択され, 以後フランス陸軍より伝習された体操をもって洋式訓練の基礎とする傾向が続いた。又学校体育教材として導入されたドイツ式体操も, その内容構造は極めて狭義の身体教育観に立脚していたから形式的かつ様式的であることを否定出来なかった。今村嘉雄, 前掲書, 812—814頁に詳しい。
- 24) 能勢修一, 前掲書。
- 25) 前掲書。
- 26) 前掲書。
- 27) 「斯氏教育学」の刊行により, スペンサーの実利的教育思想は本邦教育界に大きな影響を与へ, 更にベーンヤジョホノットの教育思想も導入され欧米教育学説の全盛となる。明治9年から文部省より刊行された「教育雑誌」には欧米諸国の学校体育に関する記述も散見することが出来る。
- 28) 伊沢修二, 明治7年, 愛知県師範学校長時代, 附属小学校児童に唱歌遊戯を実施せしめたのは, 近代的学校制度下の組織的遊戯の採択に先鞭をつけたものとして高く評価出来る。伊沢は後に(明治8年から11年まで)米國に留

学し、師範学校制度の調査研究に当り、帰国後文部省学務課体操取調掛として体操伝習所の開設に尽力し、東京師範学校長補兼体操伝習所主幹となる。

- 29) 井上一男, 前掲書, 18—23頁。
- 30) The Rules and Laws of the Game.
- 31) “Outdoor Games” では “touch” の語が使用されている。
- 32) Golesworthy, Maurice., “*The Encyclopaedia of Association Football*”, Pp 133—134, Robert Hale, 1976. によれば, この競技規則は次の如きものである。
 1. A goal is scored whenever the ball is forced through the goal and under the bar, except it be thrown by the hand.
 2. Hands may be used only to stop the ball and place it on the ground before the feet.
 3. Kicks must be aimed only at the ball.
 4. A player may not kick the ball whilst in the air.
 5. No tripping up or heel kicking is allowed.
 6. Whenever a ball is kicked beyond the side-flags, it must be returned by the player who kicked it, from the spot it passed the flag-line in a straight line towards the middle of the ground.
 7. When a ball is kicked behind the line of goal, it shall be kicked off from that line by one of the side whose goal it is.
 8. No player may stand within six paces of the kicker when he is kicking off.
 9. A player is “out of play” immediately he is in front of the ball, and must return behind the ball as soon as possible. If the ball is kicked by his own side past a player, he may not touch it, kick it, or advance, until one of the other side has first kicked it, or one of his own side, having followed up, has been able, when in front of him, to kick it.
 10. No charging allowed when a player is out of play, i.e. immediately the ball is behind him.
- 33) この条文は “The Cambridge University Rules” の系譜を引くもので、第6条に次の如く示されている。

When the ball goes out of the ground by crossing the side lines, it is out of play, and shall be kicked straight into the ground again from the point where it first stopped.

これは協会による競技規則の草案として作成されたもので、“Football Association Drafting of the Laws, Meeting Nov. 24th, 1863” と呼ばれている。前掲書。

- 34) 1863年10月、統一的競技規則を協議すべくロンドン周辺の11のクラブの代表が集り、Association を結成したが、次に示す競技規則の草案第9条及び第10条を巡って意見が対立した。

9. A player shall be entitled to run with the ball towards his adversaries' goal if he makes a fair catch, or catches the ball on the first bound; but in the case of a fair catch, if he makes his mark, he shall not run.

10. If any player shall run with the ball towards his adversaries' goal, any player on the opposite side shall be at liberty to charge, hold, trip or hack him, or wrest the ball from him; but no player shall be held and hacked at the same time.

ブラックヒースのキャンベル (F. W. Campbell) は意見の相違から協会を脱退し、1871年には Rugby Union を結成している。これに関しては Delaney, Terence., op. cit., Pp 11—16, に詳しい。

- 35) “fair catch” とは相手の触れ又は蹴ったボールが地面に落下する前に静止した状態で正確に捕球することを言い、その勇気が高く評価される。現在の如く公正な審判の判断で “fair” と “foul” が判断される状況と異なり、競技者の自律的意識に基づく自己統制が全てであった当時では、自己判断の基準が構築されていない規範は無意味であったと考えられる。

- 36) Signy, Dennis., “A Pictorial History of Soccer”, P—21, Spring Books, 1968.

“A Soccer match at Yokohama, Japan, played in 1873 by a team of British visitors and viewed, incredulously, by the local population.

- 37) Soar, Phil. & Tyley, Martin., “Encyclopedia of British Football”, P—11, Marshall Cavendish, 1979. Mansell Collection よりとして次の如く示されている。

“The first vestiges of organization; This school game of around 1850 at least has goal posts and approximately the same number on either side. The Rules, however, obviously still allow handling and hacking”.

- 38) 相互にボールを奪うために混戦状態になることを言う。七ヶ国語スポーツ辞典、蹴球篇では “mix up in front of the gole” と説明している。

- 39) Tyler, Martin., “The Story of Football” Pp 11—16, Marshall Ca-

vendish, 1978.

- 40) 山本邦夫・棚田真輔, 「横浜スポーツ草創史」, 247—279頁, 道和書院, 昭和52年。
- 41) 前掲書, 41—42頁。
- 42) 前掲書。
- 43) Soar, Phil., & Tyler, Martin., op. cit., は多数の図や写真を出典を明らかにして掲載しているが, その大部分は両者の收藏品であり, “*Pictorial History of Soccer*” の掲載図及び写真と多くが重複することを理由として, この可能性を判断している。
- 44) Golesworthy, Maurice., op. cit., P—135.
- 45) ibid.

(三)

1884年(明治17年), 「新撰小学体育全書」を編纂した遊佐¹⁾は, 児童生徒の健康保持には体操と共に遊戯が絶対不可欠の要件であるとする立場から簡易な運動法の一つとして「衆多ノ生徒ヲシテ一度ニ遊バシメ而モ最モ愉快ナル遊戯ハ蹴鞠ニ若クハ無シ²⁾」と述べ, ボール, 各隊の色別法, 得点法, 場所等に関する若干の記述³⁾の後, 次の如き規則を掲げている。

1. 蹴鞠ノ際ハ足ノミヲ使用シ手ニテ鞠ヲ持ツ事ヲ厳禁ス但シ彼方ヨリ飛來ル鞠ヲ受ケ留ムル為ニ手ヲ用ユルハ勝手ナリ
1. 此技ノ最初ニハ先ツ鞠ヲ赤白兩隊間ノ中央ニ持テ來リ此所ヨリ蹴リ始ムベシ
1. 陣門ノ横側ヨリ鞠ヲ蹴リ入ルトモ総テ無効ナリ
1. 嬉戲中ハ敵味方共ニ粗暴ノ挙動アルベカラズ

ここに示された蹴鞠の内容構造は極めて単純素朴なものであり, 近代的サッカー競技の原型と言うより低学年用学校体育教材として, その競技的特性は著るしく変性され⁴⁾, 当時の体操伝習所におけるフットボールの競技形態と同様に⁵⁾, 相手の陣門に向って相互にボールを蹴り合う丈の最も原初的な形態に回帰していた。

1885年（明治18年）、下村泰大は「西洋戶外遊戯法」⁹³を著し、「此書ハストレンヂ氏著アウトドアーゲーム（戶外遊戯）ト題セル書ヲ骨子トシ傍ラ泰西ノ戶外遊戯ヲ記述セル諸書ヲ参酌折衷シテ抄訳緝録センモノナリ」⁹⁴と述べ、その第二編に弄球遊戯の一部として「フートボール」（蹴鞠）を示している⁹⁵。これは“Outdoor Games”に示された“Football”⁹⁶の直訳と思われるが、本邦最初の邦文による近代的サッカー競技規則として極めて重要と思われるので以下で若干の検討を行う。

この書の刊行された背景は、従来の形式体操中心の合理主義的体育偏向とも言うべき身体教育観¹⁰²から自然主義的教育観¹¹³へと傾斜する、当時の教育思潮の転向と無縁ではあり得ない。体操伝習所に於ても、1884年（明治17年）の同所規則の改正¹²³に示された如く、それまでの徒手・手具を主とする所謂軽体操中心の伝習内容に、固定器具使用の重体操及び各種の競技運動（戶外遊戯）を加へて伝習内容を大巾に修正しているし¹³³、戶外遊戯の積極的導入の傾向は、能勢の報告¹⁴³に見られるが如く、その周辺機関にも及んでいる¹⁵³。然しながら積極的な欧米教授法の導入も、その受容摂取する主体が未成熟であったために、その背後にある理論や精神を理解することなしに技術的側面のみを速成的に修得しようとした可能性が強く、この傾向は後述する小学校用体育教材としての戶外遊戯の取扱いにおいて明らかとなろう。尚原著に示された“out of play”及び“off his side”の用語は当書のみでなく、現在においても明確な邦語訳は示されていない。

1885年（明治18年）、坪井玄道・田中盛業は「戶外遊戯法・一名戶外運動法」¹⁶³を編纂し、その一部に「フートボール」（蹴鞠ノ一種）として12ヶ条の競技規則を示している。この書は木村¹⁷³等によって復刻され、木下¹⁸³・能勢¹⁹³等に若干の論議があるが、サッカー競技としての立場からの論議はなされていない。尚、今村は当書編纂の参考資料は、当時体操伝習所の教授参考書であった「遊戯運動法」、ロード・レーシ出版、1868、ロンドン、及び「操櫓法」、ワルドロック出版、ロンドン、であろうと推定している²⁰³が確認はなされていない。当書は明らかに在来型の遊戯と欧米

型スポーツ競技を同一水準の遊戯概念に包括して示しており、これが強大な影響力を持つ体操伝習所の別課伝習員制度²¹²等の文教政策と合流して、以後の学校教育内部におけるスポーツ活動が変則的に展開する契機となったことは、欧米型スポーツ競技の変性の一過程を概観することによって明らかとなる。

当書に示された競技規則は F. A. ルールに準拠したものであるが、第 6 条「一演習者アリ球ヲ蹴タルトキハ敵ノゴール線ニ近接セル所ノ其味方ハ敵ノゴール線ト味方トノ間ニ三人以上ノ敵アルニ非ザレハ皆遊戯外ニ属スルヲ以テ其球ハ一タビ敵ニ蹴ラレタル後ニ非サル以上ハ自ラ其球ニ触ルコトヲ得ズ又敵ノ球ニ触ルルヲ妨グルヲ得ズ」とした所謂オフサイドに関する規定と、第 8 条「フエヤケアッチヲナンタル者ハ他人ノ妨ゲヲ受ルコトナク其場所ヨリ自由ニ球ヲ蹴ルコトヲ得ベシ」とした所謂フエアーキャッチに関する規定は極めて特徴的である。つまり、オフサイドに関する規定は、F. A. ルールにおいては 1866 年に規定されたもの²²³であり、フエアーキャッチに関する規定は同年に F. A. ルールから削除されたもの²²⁴である。又第 4 条で「ゴールノ高サハ之ヲ制限セズ」とされているが、F. A. ルールでは 1865 年に高さ 8 フィートと規定²²⁵されている。これ等の事実は坪井氏等の創案とは考えられないから、当然原典に示された通りであり、これは当時の英国に於ても F. A. ルールが厳密には施行されていなかった事実を示すものとして興味深い。然も、当書の刊行が体操伝習所の強大な影響力を背景として、我国における近代的サッカー競技の師範学校系列を中核とした展開への重要な契機となったことは、その後のサッカー競技に関連する刊行物に示される「蹴鞠」又は「フートボール」の内容構造の類似性から見ても明らかである。

1886 年（明治 19 年）、「小学戸外遊戯法」²²⁶、「新撰体操書」²²⁷、「簡易戸外遊戯法」²²⁸、「新撰小学体操書」²²⁹、「実地体育法」²³⁰、「小学遊戯法」²³¹等が小学校児童生徒を対象とする体育用教材の紹介及び指導上の参考を目的として刊行されているが、これ等に示されている「蹴鞠」、又は「フートボ

ール」は明らかに“Outdoor Games”又は「戸外遊戯法」の系譜に連なるものである。然し、これ等の刊行書の本来的目的は小学児童生徒を対象とする学校体育用教材に関する論述であり、従ってそこに示された運動の内容構造は極めて簡略化され、特にオフサイドに関する規定等の、受容摂取の難解な内容は全て削除され、代りに極めて実際的な記述が示されている。例えば簡易な代用ボールの製造法等である³¹⁾。つまり、移入されたサッカー競技形式の運動が極めて活発で爽快な遊戯であり、児童生徒の発育発達上極めて有効であるとする認識は、どの書にも共通するものであるが、用具や場所に実施上の難点があったことは明らかである。更に、これ等の書では前述の通り、「鬼ごと」、「かけくら」に代表される比較的狭隘な場所で、特別の用具や、その伝承に文書など全く必要としない本邦古来の遊戯と、広範な場所や特別に製造された用具、文書によって伝承される複雑な規定を伴う。今日的観念で言うスポーツ運動競技が同一概念に包含され、小学校体育用教材として提示されたのである。従って、その内容構造はオフサイド等の規定を削除するに止まらず、最も原初的な単にボールを蹴って相手の陣門に蹴入れる丈の形態にまで回帰し、同時に児童生徒の身体損傷を回避する絶対的要求に従って附属的な規定が随所に付加されている。即ち、「身長ケノ長短ヲ比較シテ之ヲ東西ニ分チ」³²⁾、「遊戯中ハ成ル可手ヲ出サズ両側ニ垂レ置タヲ要ス蓋シ他人ヲ押倒シ自ヲ危険ナキヲ保シ難ケレバナリ」³³⁾、「遊戯中ハ敵味方共ニ粗暴ノ挙動アル可ラス若シ斯ノ如キモノアラハ隊ヲ放逐スルモノトス」³⁴⁾、「右ニ示シタル規則ヲ犯スモノハ其ノ組ノ指揮者ヨリ其演習中ノヲ除名スヘシ尚敵ノ指揮者ヨリ犯者アルヲ認め除名ヲ請求スルトキハ之ヲ諾スヘキモノトス」³⁵⁾等々である。前述の通り、英国における初期のフットボール競技規則には強制的規範は示されていないが、それは英国における社会規範の実効性が競技者に対しても極めて強力に働いた結果と考えられる³⁶⁾。F. A. ルールにおける罰則の成文化は1873年が最初であり³⁷⁾、レフリースが暴力行為に関連して違反者を退場させ得る権限を付与されたのは1880年であり³⁸⁾、これとの関連性の可能性も考え得るが、

その内容構造の原初的回帰から推論して、F. A. ルールからの影響とする可能性は極めて少ない。

その後、明治20年代(1887—1896)に入っ、F. A. ルールに示される近代的サッカー競技に類似する内容を含む刊行書として、「簡易遊戯法」³⁹⁾、「戸外遊戯法、丹羽・室野氏本」⁴⁰⁾、「尋常小学生徒戸外遊戯法」⁴¹⁾、「小学生徒戸外遊戯法」⁴²⁾、「小学遊戯書」⁴³⁾、「小学児童戸外遊戯法」⁴⁴⁾、「普通遊戯法・全」⁴⁵⁾等を挙げる事が出来る。これ等は記述に若干の相違はあるものの、何れも「戸外遊戯法、坪井氏本」と類似した内容構造が示されているが、オフサイドに関する規定の削除⁴⁶⁾、実際上の指導に有効と見られる規定を付加している点は、学校体育用教材としての消化吸収として評価したい。「小学遊戯書」の如く、「遊戯種類年級対比表」を付し、遊戯が難解に過ぎぬように警告し、極めて詳細な蹴鞠規則と共に比較的簡易な遊戯形態を共に示している等はその好例である。又、これ等とは別種の単に足でボールを蹴る遊戯形態のみに共通項を持つ「学校生徒遊び」⁴⁷⁾、「小学校用新式戸外遊戯術」⁴⁸⁾、「児童体育遊戯法」⁴⁹⁾、「小学遊戯法」⁵⁰⁾、「学校家庭遊戯全書」⁵¹⁾、「小学戸外遊戯法」⁵²⁾等々も刊行されているが、これ等の示す蹴鞠又はフットボールでは、現行の対列フットボール、又は円形フットボール等のリードアップゲームと類似の内容構造が示されている。

1893年(明治26年)、白浜等は「体育ニ二法アリ体操ト曰ヒ遊戯ト曰フ」に始まる「遊戯法」⁵³⁾を著し、各府県師範学校附属小学校において実施されている遊戯の実態調査の結果を報告している。その論議は、体育全体としての方法論は進歩して来ているのに遊戯法のみは高価な費用、危険性の増大、指導書が西欧刊行書の直訳で本邦の実状に適合しない等々の理由で全国の小学校で未成熟である故、参考に供する為めにこの調査を実施したと述べている。調査対象は各府県師範学校附属小学校49校で、内29校が詳細な内容を回答している。これによるとフットボールを教材として採用していたのは、北海道、栃木、岐阜、富山、茨城、東京、徳島、大分、宮崎の9校で、対象は全て男子生徒、学年配当を高等科以上と指定しているの

は3校である。その他でも、野津⁵⁴⁾は明治22・3年頃に坪井玄道の指導で東京高師附属小学校で、両軍に分れて盛に球を蹴ったとする今村の説を報告⁵⁵⁾しているし、真行寺⁵⁶⁾も明治15年頃から体操伝習所の卒業生達の地方赴任によって、単にボールを蹴る程度の遊戯形態のフットボールが行われていた事実を指摘している点⁵⁷⁾、永井⁵⁸⁾の中学校生活における蹴球に関する記述⁵⁹⁾等から、単に足でボールを蹴る遊戯形態が蹴鞠又はフットボールと総称され、かなり広範囲で実施されていたことが判る。

1897年(明治30年)、「欧米遊戯術」を著した相田⁶⁰⁾は、その第三編に「ラグビー流」及び「アッソシェーション流」の二種のフットボールの競技規則を掲載している。ここに示された「アッソシェーション流フットボール」の競技法はC. W. Alcockの“Association Football”の抄訳と推定されるが、極めて詳細に技術及び戦術的側面に接近したものとして評価し得る。即ち、「遊戯者の排列」として示された各ポジション別の競技者の性格や任務等に関する記述は、従来の学校体育用教材としての競技規則の紹介や解説を越えて近代的サッカー競技としての内容構造が示され⁶¹⁾、特に「アッソシェーションフットボール競技法ハ実ニ変幻極リナク此教条ヲ記載スルコトハ到底能ハザル所ニシテ唯経験ト云ヘル苦シキ試験ヨリ得ラルモノナリ且此遊戯ノ最良ナル教授ハ断ヘズ能ク意ヲ注グ実践ト云ヘル不文ノ教課書ヲ読ムニアリ」⁶²⁾と述べられているのは高く評価されよう。

1898年(明治31年)以後、サッカー競技に関連する刊行書は急激に増加する。竹之下⁶³⁾によれば1898年(明治31年)から1907年(明治40年)の間に出版刊行された体育書は36冊、遊戯・ダンスに関するものは64冊と報告されている。筆者の調査した範囲でも、同期間に刊行されたサッカー競技関連の書は23冊にも及び、特に「内外遊戯法」⁶⁴⁾、「ベースボール・フットボール案内」⁶⁵⁾、「フットボールと自転車」⁶⁶⁾、「実験普通遊戯法」⁶⁷⁾、「フットボール術」⁶⁸⁾、「フットボール」⁶⁹⁾、「アッソシェーションフットボール」⁷⁰⁾等々は高度な技術的・戦術的内容構造を保有する近代的サッカー競技に近接する指導書として評価し得るが、これ等に関しては稿を改めることとす

る。

- 1) 遊佐盈作,「新撰小学体育全書」上中下, 明治17年, 文部省第九年報附録体操伝習所第三年報によれば著者は体操伝習所の第一回卒業生である。
- 2) 前掲書, 卷之上, 蹴鞠。
- 3) その一例を述べればボールに関して次の如き記述がある。「此技=要スル鞠ハ其大サ殆ト人頭許ニシテ護膜ヲ以テ製シ(市中=舊ル所ノゴム球ノ大ナルモノ)之ニ護膜管ヲ付シテ其ロヨリ空氣ヲ自在ニ吹込ミ膨脹或ハ萎縮セシムルニ適当ナラシム」。
- 4) 前述した F.A. ルール及び O.G. ルールとの比較に於て明らかである。
- 5) 東京高等師範学校校友会蹴球部編,「フットボール」, 明治41年, 11—12頁, (白) 我国のフットボール, に以下の如く示されている。「抑も我が国が初めてこのフットボールをやったのは, 明治11・2年の頃である。当時恰も躰操伝習所というのが出来て居て外国人を雇うてしきりに躰操を習って居った。その時にその先生が初めて欧米ではフットボールと云つて大きなボールで以てやる遊戯がある極めて面白い遊戯であちらでは実に盛なもので, そのやり方はしかじかと話されたところそれは面白からう早速教へて貰いたいといふのでそれではと茲に始めて日本に於てフットボールといふものが行われるようになったのである」。「明治11・2年頃に躰操伝習所でやつてゐたフットボールは, 我が国各地方に弘まったやうであるけれども, その法式は種々様々である。思ひに伝へて行く内に誤つて伝へ, 或は自分勝手に法式をたてたのもあろう。これまで各地で行われて居るのを見ると実に千態万状であるが, 多くは只徒にボールばかりあつて使ひ途を知らず一つのボールを追うて数百人が押し合うやうな乱暴な事をしてゐる」。又真行寺・吉原,「近代日本体育史」, 70頁では,「躰操伝習所に於ては此の頃既にア式フットボールなども幾分教へたやうな形跡が窺われる。勿論, 方法を教へた位な所で, もとより熱心に練習した訳ではあるまい。唯單に, 他の運動練習の余暇にボールを蹴り合った位の程度のもと思へば, 大した間違はない」。114頁,「此の程度のものなら豈独り高師附属小学のみならんやで, 伝習所の第一回卒業生が地方に赴任した当時(明治15年頃)から地方の都会地等でも行われてをったのである」と述べられていることから大方の様相が推察される。尚躰操伝習所の米人教師リーランドの出身校アマースト大学及びハーバード大学のフットボールに関しては Danzig, Allison, "The History of American Football" 1956. や, 山中良正,「アメリカスポーツ史」, 107—112頁, 新体育学講座, 第3巻, 逍遙書院, 昭和35年, 及び, 米田満, アメリカンフットボール発展史の一こま(一), 論攻, 関西学院大学, 一般教育諸学研究, 第9号,

1962, に詳しい。

- 6) 下村泰大編, 「西洋戸外遊戯法」, 明治18年, この書では第一編 徒手遊戯 8種, 第二編 弄球遊戯 9種, 第三編 争強遊戯 8種を所収しているが, これ等は何れも “Outdoor Games” に示されている種目の翻訳である。
- 7) 前掲書, 凡例, 1頁。
- 8) 前掲書, 16—19頁。

演習規則

- (一) 球ヲ蹴リテ標柱ノ中間ヲ通過セシムルトキハ其高サノ如何ニ拘ラス勝利トナス
 - (二) 最初ノ一蹴ハ機ニ臨ミテ之ヲ定メ戯場ノ中間ニ於テ之ヲ蹴ルヘシ而シテ未タ其蹴ラザル間ハ敵人タルモノ十ヤード以内ニ近付クヲ許サス
 - (三) 一回ノ勝負ヲ終リタルトキハ次回目ニハ敗ヲ取りタル組ヨリ出テテ初蹴ヲナスヘシ又其場処ヲ交換スルヲ要ス
 - (四) 球若シ「タッチ」ニ至リタルトキハ最初球ニ触レン者其球ノ来リタル方向ニ於テ「タッチ」ト直角ニ之ヲ蹴ルヘシ
 - (五) 球ヲ蹴ルトキ其組ノ者ニテ蹴球者ノ後方ニ居ラサリシ者ハ「アウト」(失敗)トナル
 - (六) 前条ノ犯則ニ拠リテ「アウト」トナリタル者ハ其後球ガ敵方ノ一人ニ触レ因テ其人「アウト」トナル迄ハ其社中ニ入ルコトヲ得ス
 - (七) 球若シ両標柱ノ間ニ入ラズシテ其左右ニ偏シ標柱線ヨリ後辺ニ行キントキ其側ノ組ニ属スル者始メテ之レニ触ルレハ組中ノ一人ヲシテ球ノ来リタル方向ニ対シテ標柱線ノ一点ヨリ自由ノ一蹴ヲナス又始メテ之ニ触レン者敵手ナルトキハ球ヲ其標柱線ヨリ15ヤードノ処ニ持チ行キテ然ル后チ両標柱間ニ向ヒテ自由ノ一蹴ヲナスヲ得ヘシ但シ其未タ蹴ラザル間ハ相手ノ遊戯者ハ皆標柱線後ニ扣ヘ居ルヘシ
 - (八) 決シテ手ヲ以テ球ヲ持チ運ビ或ハ投ゲ或ハ撃ツ等ノコトヲナス可ラス加之球ヲ捕獲スルトキノ外ハ凡テ手ヲ以テ之ニ触ルヘカラス但捕獲シ得タルトキハ自由ノ一蹴ヲナスヲ得ヘシ
 - (九) 演習者ハ恒ニ謹テ互ニ他人ノ衣服或ハ身体ノ某部ヲ掴ム可ラス
 - (十) 遊戯ヲ始ムルニ先チ各組ノ主理者予メ遊戯ノ時間ヲ約定シ期至ラハ遊戯ノ境遇如何ニ拘ラス直チニ停止スヘシ
- 9) 前章にて全文を示してある。
- 10) 明治初期に於ける教育政策は欧米文化思想の輸入の一部として, まず関係図書の翻訳に始った。1873年(明治6年), 東京医学校教師として, ロック式の鍛練的教育法を説いたベルツ(Erwin von Valz)や体操伝習所にお

るリーランドに代表される合理主義的体育観とは、生理学や解剖学等を基礎として身体の段階的発育発達を促し、依って健康を維持増強しようとするものである。

- 11) ペスタロッチ、スペンサー、ヘルバルトと続く、人間の自然にそなわった素質を自然に発達させるためには、自発的な遊戯や自然的な体操が必要であるとする立場をとるもの。
- 12) 体操伝習所規則（甲号規則）は明治17年2月に改正され、別課伝習員規則（丙号規則）が附帯せられた。文部省第12年報附録体操伝習所第6年報。
- 13) 今村嘉雄，前掲書，880頁。
- 14) 能勢修一，前掲書，195—196頁。「伝習所がスポーツをはじめて移入したというよりも，同所で体操とともにスポーツを行ったことに意義があるのである。同所で行われたスポーツとして，ベースボール，ボートの他に，クロッカー，フットボール等をあげることができる」として同所年報（自明治14年9月至同15年8月）に「諸器械ノ員数ヲ算スルニ……ベースボール8組，蹴鞠3個，循環球2個……。」の記載がある含の報告を示している。
- 15) 前掲書，196頁。「大阪中学校（後に第三高等学校，現在京都大学吉田分校）の体育は伝習所の影響をうけたことが大きい，同校ではスポーツも当時としては進歩的でベースボール，フットボールなど盛んに行われ殊に寄宿生は夕食後二隊に分かれ球戦を行った，又クロッカーが一部の学生に欣ばれた」とする大浦一郎編，「三高八十年回顧」の記述を引用し，又京都大学吉田分校に蔵する大阪中学関係書類から明治15年に定められた「蹴鞠借用心得」を，又大阪英語学校往復文書から，明治11年4月の「体操（蹴鞠）試鏡」とする蹴鞠の校内大会に関する記述や，明治11年9月に体操取調掛へ各学校で行われている体操の現状調査に対する回答として「蹴鞠運動，此運動ハ各生徒側ニ分レ競駆シテ鞠ヲ蹴上ゲ互ニ先方ニ達スル運動ナリ」とする記述のあることを報告している。
- 16) 坪井玄道・田中盛業編，「戸外遊戯法・一名戸外運動法」，明治18年，緒言に次の様に述べられている。「今や教育ノ実況ヲ顧ミルニ学校部内ニ於ル軽運動ノ一科ハ概ネ必修科ノ一位ヲ占メ」，「身体練成ノ法ハ元来合式体操（軽運動）ノミヲ以テ足ルモノニ非ス又併セテ戸外運動（遊戯法）ヲモ研究セザルベカラズ」，「此法ニ関リテハ未ダ當テ書ヲ著ハセシモノアルヲ見ス偶一・二翻訳ニ係ルモノナキニアラザレトモ其法概ネ陳套ニ属シテ実地ノ用ニ足レルモノ甚ダ稀ナリ」，「本書ハ現今欧米諸法ニ行ハルル戸外遊戯法ノ諸書ニ就キテ其緊要ノ部分ヲ抄訳シ傍ヲ平素余輩ガ教授セル各種ノ方法中特ニ本邦ノ習俗ニ適スルモノヲ蒐集シテ編成セルモノニ係レリ」として，第一から第

十六まで一般の遊戯を示し、以下フットボール、クロケット、ローンテニス、ベースボール、操櫓術の現在で言うスポーツ種目を示している。

- 17) 木村毅,「日本スポーツ文化史」,ベースボールマガジン社,1978,及び,
木村毅編,「明治文化資料叢書」,第拾巻,スポーツ編,風間書房,昭和47年。
- 18) 木下秀明,明治前半期における遊戯に関する図書の研究,体育学研究,第
3巻,第4号,105—112頁。
- 19) 能勢修一,前掲書,196—197頁。
- 20) 今村嘉雄,前掲書,955—956頁。
- 21) 能勢修一,前掲書,101—104頁。
- 22) Golesworshy, Maurice., “*The Encyclopaedia of Association Football*”,
Robert Hale, 1976, P—135.
- 23) *ibid.*
- 24) *ibid.*
- 25) 広瀬辰一郎編,「小学戸外遊戯法」,明治19年,京都,第四類,球戯,第一
フットボール戯(蹴鞠ノ一種),三ヶ条よりなる素朴な規則を掲げ,新撰小
学体育全書と同程度の内容を示している。
- 26) 水野浩編,「新撰体操書」,明治19年,第二節器具遊戯,第七蹴鞠(一名フ
ットボール)「本書編輯ノ目的ハ小学校生徒ニ戸外ノ遊戯ヲ為サンメントス
ルニアリ故ニ文意ハ極メテ簡易ヲ主トシ理解ニ容易ナランコトヲ勉メタリ」
として極めて実際のな体育用教材としての理解を示している。
即ちボールに関して「柔皮ヲ以テ護膜毬ヲ掩ヒタルモノハ価貴ク容易ニ得
易カラズ此場合ニ於テハ灯心ヲ以テ小ナル護膜毬ヲ包ミ,其上ヲ小倉織等ノ
布片ニテ掩ヒタルモノヲ以テナスモ妨ゲナシ」等々と示していることを言う。
- 27) 岡本岱次郎,「簡易戸外遊戯法」,明治19年,東京,㊸ 蹴鞠,「本書は小
学生徒の身体発達ノ程度を量りて之れに適當なる遊戯法を蒐集せり」として
簡明な記述を示している。
- 28) 馬場寿,「新撰小学体操書」,上中下,明治19年,東京,上巻第十三,簡易
ふーとぼーるあそび,「ふーとハ足ぼーるハ球ト云フ義ニテ通常之レヲ訳シ
テ蹴鞠ト云フ」に始まり,ボールが高価で一個凡そ6・7円するが,この遊
戯は実に壮快で小学生徒に適しているので本物には及ばないが「経凡ソ七・
八寸,球ヲ造リ強キほもめんヲ以テ其外部ヲ包ミ容易ニ破レザル様ナルベク
堅固ニ製造スベシ」と述べている。
- 29) 横井琢磨編,「実地体育法」前編,明治19年,岡山県,巻之三,蹴鞠遊戯,
「此書ハ小学児童体育ノ目的ヲ以テ編纂シ合シテ六冊トス其前三冊ハ現ニ欧
米各国ニ行ハルル遊戯法及び日本固有ノ遊戯中児童ニ適切ナルモノヲ採択シ

尋常科生徒＝行ハシメ後三冊ハ軽体操ヨリ隊列運動法ニ至リ高等科生徒＝演習セシムルモノトス」として九ヶ条の規則及び2ヶ条の注意事項を示している。

- 30) 相沢英二郎・許斐氏春,「小学遊戯法上下」, 明治19・20年, 福岡, 上巻, 第五十八, 蹴鞠(フットボール), これは O.G. ルールと程んど同様の競技規則が示されているが, オフサイド及びフェアーク্যাッチに関する条項は全て削除されている。
- 31) 前注26), 28)を参照されたい。
- 32) 水野浩, 前掲書。
- 33) 前掲書。
- 34) 広瀬辰一郎, 前掲書, 39頁。
- 35) 横井琢磨, 前掲書, 15頁。
- 36) 多和健雄,「サッカーのコーチング」, 大修館, 昭和53年, 43-44頁。
- 37) Golesworthy, Maurice., op. cit., P-135.
- 38) ibid.
- 39) 広瀬伊三郎,「簡易遊戯法」, 明治20年, 茨城県, 第九蹴鞠, この書も O.G. ルールと同様の競技規則を示しているが, 文章は比較的整理され, 文意は平明である。
- 40) 丹羽貞次郎・室野義忠,「戸外遊戯法」, 明治20年, 新潟, 第廿一蹴鞠(フットボール),「此書ハ専ラ平素余輩ガ教授セル諸種ノ遊戯法ヲ蒐集セルモノナリ」として,「此遊戯ニ用ル鞠ハ其最良ナルモノハ護膜ヲ以テ之ヲ造リ掩フニ柔皮ヲ以テシタル大ナルモノナレトモ又或ハ獸毛或ハ灯心ヲ直径凡ソ八・九寸位ノ球ニ造リ之ヲ雲齊或ハ帆布綿等ヲ以テ掩フモノナリ」と述べ, 11ヶ条よりなる演習規則を示している。
- 41) 増田正章,「尋常小学生徒戸外遊戯法上之巻」, 明治20年, 滋賀県, 第廿二蹴鞠, この書は「西洋戸外遊戯法」及び「戸外遊戯法坪井氏本」の双方の記事を参照して編せられたものと思われる。
- 42) 有川貞清,「小学生徒戸外遊戯法」, 明治21年, 京都府, 第五十七フットボール, この書の序文で渡辺盈作は, スペンサーやペインの教育学説を引用して, 小学校教育における戸外遊戯の必要性を力説している。ここに示された演習規則は O.G. ルールと同系列に入るものと思われる。
- 43) 近藤憲夫,「小学遊戯書」, 明治25年, 男之部, 第三十三フットボール(蹴鞠),「戸外遊戯法坪井氏本」と同様の11ヶ条よりなる演習規則と共に次の如く述べている。「此外尤モ簡単ナル方法アリ即チ組ヲ源平二組ニ分チ各組ハ適宜ニ隔タリテ其ノ後方ニ線ヲ画シ甲組ノ一人球ヲ蹴テ乙ノ線内ニ入レムト

シ乙組ニテハ之ヲ線内ニ入レシメントシテ又甲線内ニ蹴リ返ス斯ノ如クニシテ何レカノ線内ニ早ク入レシメン方ヲ勝チトス尤モ此遊戯ニ於テモ始終右ノ演習規則ニヨルモノトス、つまり、詳細な競技規則が記載されていても、実際に小学児童の行い得る範囲はこの程度のもと思われる。尚この書には「遊戯種類年級対比表」が付され、フットボールは尋常科四年級から高等科四年級までを対象とすべく指定されている。

- 44) 増田正章、「小学児童戸外遊戯法」、明治27年、滋賀県、第四十五蹴鞠、「本書ハ現今行ハルル所ノ遊戯法及編者東都遊学中ノ所修ニ參シ」として12ヶ条よりなる競技規則が示されている。
- 45) 松田正典、「普通遊戯法全」、明治27年、名古屋、第九十二フットボール。
- 46) 前掲「小学遊戯書」に示された、第七条「一演習者球ヲ蹴リタルトキ敵ノゴール線ニ近接スル所ノ其味方ハ敵ノゴール線ト其味方トノ間ニ三人以上ノ敵アルニアラザレバタータビ敵ニ蹴ラレタル後ニアラザル以上ハ此球ニ触ルルコトヲ得ズ而シテ又敵ノ蹴ラムトスルヲ妨グルコトヲ得ズ」とする記述以外はオフサイドに関連する規定は示されていない。
- 47) 藤田明治、「学校生徒遊び」、明治20年、東京、源平に組を分け、両方の縄張り内に鞠を蹴会って入れようとするもの。
- 48) 瀬戸幸七郎、「小学校用新式戸外遊戯術」、明治21年、東京、第三編球戯の部、第十一蹴毬（けまり）、児童生徒は円形となり中央の一人が円外にボールを蹴り出そうとするもの。
- 49) 東条種家、「児童体育遊戯法」、明治21年、大阪、蹴鞠（けまり）、球を蹴って一方の境内に入れんとするもの。
- 50) 花岡朋太郎、「小学遊戯法」、明治21年、岡山、第一巻第二類球遊戯、第十四蹴鞠、「本書ハ小学児童ニ適當ナル者ノミヲ蒐集編成セシ者ナルヲ以テ「ベースボール」、「クロッカー」、「ローンテニス」等ハ大人ニ於テ行ヘル可キモ小学生徒ニハ到底其味ヲ窺ヒ得ベキニアラズ故ニ略シテ載セズ」と述べられている。
- 51) 中川重蔵、「学校家庭遊戯全書」、明治22年、第六章毬戯の部、(122) 蹴毬（けまり）、遊戯者は手をつないで大きな円を作る。中央に位置した毬翁は、その周囲の脚間をゴロで蹴り抜く、周囲の遊戯者は毬翁と同方向の足でこれを防ぐ。(125) 蹴鞠、二隊に分れた一方が鞠を蹴り、これを止めた相手方は、この場所から毬を蹴返し、線外に相手を退かした方を勝とし、古代ギリシャではエピスキューロス (Episkuros) と呼ばれていたとする内容を示している。尚この書は独逸ワクネル氏の「童子の遊戯」を翻訳したものと述べられている。

- 52) 都祭歌之助, 「小学戸外遊戯法」, 明治24年, 千葉, 第三十一蹴毬, 円形フットボールを示している。
- 53) 白浜重敬・志々目清真, 「各府県師範学校附属小学校 遊戯法」, 明治27年, 東京, 「遊戯法ヲ小学校ニ用フルコト其ノ由来久シ然レドモ其ノ用フル所僅ニ休憩時間ヲ補綴シテ生徒ノ倦厭ヲ達セント欲スルノ苟且策ニ過ギズ明治二十三年改正小学校令ノ発布セラルルニ及ビテ天下始メテ重キヲ之レニ置キ翕然トシテ其ノ法ヲ研究スルニ至レリ是レ此ノ書ノ因リテ起ル所ナリ」として, 各府県師範学校附属小学校で実際に行われている遊戯の詳細を, 報告された形式に従って記載している。
- 54) 野津謙, ア式蹴鞠一般, アルス編集部編, 「アルス運動大講座」, 第二巻, 昭和2年, 30頁。
- 55) 今村次吉, 東京高等師範学校附属小学校の卒業生で昭和2年当時は大日本蹴球協会々長であった。
- 56) 真行寺・吉原, 前掲書。
- 57) 前掲書, 114頁。
- 58) 永井道明, 体育史の研究, 「師範大学講座第五巻」, 昭和13年。
- 59) 前掲書, 「余が68年間の体育的生活並にその感想」として, 明治17年に学友数人と乱脈な蹴球を弄んでいた時, 併行棒の下をくぐり, 誤って頭部を打ち生死の境をさまよった事実を述べている。
- 60) 相田与三郎, 「欧米遊戯術」, 明治30年, 第三編フットボール。
- 61) 前掲書, 161頁, 「アッソシエーション競技ニ必要ニシテ欠クベカラザルモノハドリプリング(Dribbling) 即チ鞠ヲ軽ク蹴リ続ケテ押シ遣リナガラ足ニ沿フテ其レヲ働カン自己の目指ス勝負門へ敵中ヲ通過シテ鞠ヲ導ク技ナリ」等々の記述を指す。
- 62) 前掲書, 161頁。
- 63) 竹之下久蔵, 「体育五十年」, 時事通信社, 昭和25年。
- 64) 「内外遊戯法」, 日用百科全書第三十編, 明治31年, 状決之遊戯フットボール(蹴鞠), フットボール協会流及びラグビージュニオン流の競技の仕方, 規則が示されている。原著は「欧米遊戯術」と同一と思われる。
- 65) 今井信之, 「ベースボール・フットボール案内」, 明治31年, フットボール編, アッソシエーション流教授法, 「フットボールは欧州に於ては上古より行われるもので, 数多の改良を経て, 今日に至りては重に学校遊戯の一となりたり」と述べている。
- 66) 三井未彦, 「フットボールと自転車」, 内外遊戯全書第十五編, 明治33年, 前編フットボール(蹴鞠), 我国にも蹴鞠なる遊戯が古来からあるが, 今日

学生社会に行われているフットボールに比すれば素より不規律であったとして、ラグビーとアソシエーション両法について詳細な解説を示している。

- 67) 高橋忠次郎, 「実験普通遊戯法」, 明治34・35年, 第三章フットボール (Football), 「ラグビー式は本邦学生間に行われず唯横浜なる外人等の行ふを見るのみなりしなり而してアソシエーション式は従来本邦の諸学校に於ても行ふ競技法なり然れども正式な規則に拠らずして行ふを常とす即ち本書の競技方法は如何に従来の方法と違ふかを記述して以て同好の士に告げんとす」と述べている。
- 68) 高見沢宗蔵・鳥飼英太郎, 「フットボール術」, 明治35年, ラグビー式, アソシエーション式, 加奈陀フットボールについて述べており, 特にア式フットボールは英国国民フットボール協会の規則にのっとるとしている。
- 69) 美満津商店, 「フットボール」, 明治36年, 第二編アソシエーション式フットボール, 「1863年ケンブリッジ大学其他2・3の公立学校の主唱に依り創立せられたるフットボールアソシエーションの競技規則に従った」と述べられている。競技法は総論と各論に分かれ技術的戦術的な記載は極めて高度なもので, 原著は明らかにされていないが全訳本と思われる。
- 70) 東京高等師範学校フットボール部, 「アソシエーションフットボール」, 明治36年, 「各地の中学校師範学校からフットボールの仕方の説明を需むることが多いのでこの書を著した。この書は著者の経験と最近発行の“Football” by C. G. B. Mariott & C. W. Slocock, “Association Football” by John Goodall, “Football Who's Who” を参照とし, ゲーム規則は1873年出版の“Football”によった」とする記述がある。尚文中C. W. Slocockは C. W. Alcock の誤植と思われる。

THE HISTORY OF THE

ROYAL SOCIETY OF LONDON

IN THE SEVENTEENTH CENTURY

BY JOHN DE LAET

AND JOHN HAYWARD

EDITED BY

JOHN DE LAET

AND

JOHN

HAYWARD

EDITORS

OF THE

ROYAL SOCIETY OF LONDON

IN THE SEVENTEENTH CENTURY

BY JOHN DE LAET

AND JOHN HAYWARD

EDITED BY

JOHN DE LAET

AND

JOHN

HAYWARD

EDITORS

OF THE

ROYAL SOCIETY OF LONDON

IN THE SEVENTEENTH CENTURY

BY JOHN DE LAET

AND

JOHN

HAYWARD

EDITORS

OF THE

ROYAL SOCIETY OF LONDON

IN THE SEVENTEENTH CENTURY

BY JOHN DE LAET

AND JOHN HAYWARD

EDITORS